

○総社市高齢者及び重度身体障害者住宅改造助成事業実施要綱

平成17年3月22日

告示第22号

改正 平成21年5月22日告示第67号

平成27年6月30日告示第87号

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者及び重度身体障害者(児)(以下「高齢者等」という。)の居宅における日常生活を容易にするとともに、介護者の負担を軽減するため、住宅を高齢者等の居住に適するよう改造する場合にその経費の一部を助成することにより、居住環境の向上を図るとともに、在宅福祉の増進に寄与することを目的とする。

(助成の対象)

第2条 助成の対象は、本市に住所を有し、次の各号のいずれかに該当する者が居住する住宅改造とする。ただし、住宅改造工事中に老人福祉施設等へ入所した場合は、助成対象としない。

(1) 65歳以上で、介護保険の要介護認定において、要支援又は要介護に該当すると認められた者のうち、肢体不自由等により、日常生活を営むうえで支障があるもの。ただし、介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第38条第1項第1号から第5号まで又は第39条第1項第1号から第5号までに該当する者とする。

(2) 重度身体障害者(児)で、肢体不自由障害が1級又は2級の身体障害者手帳の交付を受け、かつ、現実に日常生活を営むうえで支障があるもの

2 次の各号のいずれかに該当する工事については、助成対象から除くものとする。

(1) 住宅の新築、増築及び全面的な建替工事

(2) 住宅の購入に伴い行われる工事

(3) 借家を家主が改造する工事(対象者が居住する借家について家主の了解を得て行う工事は助成対象とする。)

(4) この事業の目的に直接関連のない工事又は事業の目的を果たすのに必要以上に行う改造工事

(5) この事業の助成申請前に着手又は完了している工事

(助成額等)

第3条 助成対象箇所及び助成額は、次のとおりとする。

(1) 助成対象箇所 浴室、便所、洗面所、玄関、廊下、階段、台所、居室とし、原則と

して、同一住宅の改造については、1回のみ助成対象とする。ただし、身体状況の変化等により更に改造の必要が生じた場合(介護保険の取扱いの例による。)は、原則として3箇年を経過して助成対象とすることができる。

(2) 助成額 対象箇所の工事に要する経費の3分の2以内の額とし、333,000円を限度とする。ただし、助成額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(助成の申請)

第4条 この要綱に基づき助成を受けようとする者は、高齢者及び重度身体障害者住宅改造助成事業申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 住宅改造工事計画書(整備前・整備予定図面を含む。)
- (2) 工事見積書
- (3) 家主の承認書(借家の場合のみ)
- (4) 整備前写真
- (5) 住宅改修指導事業の意見書

(助成の決定)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、住宅改造助成事業対象者調査票により、対象者の身体及び家屋状況を調査のうえ、助成の適否を審査し、その可否を決定し、高齢者及び重度身体障害者住宅改造助成事業決定(却下)通知書(様式第2号)により申請者に通知する。

2 前項の決定に際しては、住宅改修指導事業の意見書を尊重する。

(変更申請等)

第6条 前条の規定により助成の決定を受けた者(以下「助成利用者」という。)は、改造工事が完了するまでの間に次に掲げる事由が生じた場合は、速やかに高齢者及び重度身体障害者住宅改造助成変更申請書(様式第3号)に当該事由を確認することができる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 改造を行う住宅の改造工事の内容又は住宅改造費の額等を変更したとき。
- (2) 第2条に規定する助成対象の要件に該当する者がいなくなったとき。
- (3) 天災その他やむを得ない事由により改造工事を行うことが困難になったと認められるとき。
- (4) 前各号に掲げる事由以外の事由により改造工事を取り止め、又は中止したとき。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査のうえ、同項第1号による変更申

請にあつては変更の可否を決定し、高齢者及び重度身体障害者住宅改造助成変更決定(却下)通知書(様式第4号)により、同項第1号以外の各号による変更申請にあつては、速やかに助成の取消しを決定し、高齢者及び重度身体障害者住宅改造助成取消通知書(様式第5号)により、助成利用者に通知する。

(助成対象者が死亡した場合の取扱い)

第7条 助成対象者が改造工事前に死亡した場合は、前条の規定にかかわらず、助成対象者と死亡当時同居していた相続人(同居の相続人がいない場合は、その他の相続人)の請求に基づき、助成対象者が死亡した日現在の改造工事の出来高に応じて、助成金を交付することができる。

(請求及び支給)

第8条 助成利用者は、当該申請に係る整備を終了したときは、高齢者及び重度身体障害者住宅改造助成事業助成金請求書(様式第6号)に整備が終了した事実を証する次に掲げる書類を添えて市長に請求しなければならない。

- (1) 工事完了届
- (2) 完成写真
- (3) 支払領収書の写し

2 市長は、前項の請求を受理したときは、内容を審査のうえ助成金を支給する。

(助成金の返還)

第9条 市長は、偽りその他不正の手段によって助成金を受けた者があるときは、その者から助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成17年3月22日から施行する。

附 則(平成21年5月22日告示第67号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年6月30日告示第87号)

この告示は、公布の日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

年 月 日

総社市長 様

申請者 住所
氏名 (印)
(高齢者等との続柄)
(電話)

高齢者及び重度身体障害者住宅改造成業申請書

次のとおり申請します。

対象箇所	浴室・便所・洗面所・玄関・廊下・階段・台所・居室					
高齢者等	氏 名					
	生 年 月 日	年	月	日	性別	男・女
	住 所		電話			
重 度 身 体 障 害 者	手 帳 番 号					
	交 付 年 月 日					
	障 害 者 ・ 等 級					
寝たきり 高 齢 者 等	寝たきり又は準寝たきりになった時期					
	寝たきり又は準寝たきりになった原因 (傷 病 名)					
申 請 者	生 年 月 日	年	月	日	性別	男・女
工 事 に 要 す る 経 費	円					
助 成 申 請 額	円					
整 備 期 間	年 月 日～		年 月 日			

- 添付書類 ① 工事計画書(整備前・整備予定図面)
② 工事見積書
③ 家主の承諾書(借家の場合)
④ 整備前写真
⑤ 住宅改修指導事業の意見書

※

審 査 結 果	
------------	--

様式第2号(第5条関係)

年 月 日

様

総社市長



高齢者及び重度身体障害者住宅改造助成
事業決定(却下)通知書

年 月 日付けをもって申請のありました本事業の助成について、次の
とおり決定(却下)したので通知します。

助成決定額	円	
高齢者等	氏名	
	住所	
	区分	
対象箇所		

却下理由

(注)記載省略

様式第3号(第6条関係)

年 月 日

総社市長 様

申請者 住所
 氏名 ㊟
 (高齢者等との続柄)
 (電話)

高齢者及び重度身体障害者住宅改造助成変更申請書

次のとおり変更申請します。

対象者	氏名	男・女	生年月日	年	月	日
	住所				電話	
変更理由	1 改造工事内容の変更		2 住宅改造費の変更			
	3 助成対象者要件非該当		4 天災地変			
5 その他()						
変更理由1, 2の場合は以下を記入してください。 また、変更後の住宅改造工事計画書(図面等)及び工事見積書を添付してください。						
変更内容						
箇所及び金額	浴室・洗面所・便所・玄関・廊下・階段・居室・台所					
	変更後の見積額		円			
	当初申請時の見積額		円			
	差額		円		増・減	

様式第4号(第6条関係)

年 月 日

様

総社市長



高齢者及び重度身体障害者住宅改造助成
変更決定(却下)通知書

年 月 日付けをもって変更申請のありました本事業の助成について、
次のとおり変更決定(却下)したので通知します。

変更後助成決定額 (助成額は千円未満切捨)	円	
対 象 者	氏 名	
	住 所	
	区 分	
助 成 対 象 箇 所		

却下理由

(注)記載省略

様式第5号(第6条関係)

第 号
年 月 日

様

総社市長



高齢者及び重度身体障害者住宅改造助成決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で決定した住宅改造の助成については、
次の理由により助成決定を取り消します。

取消理由

様式第6号(第8条関係)

年 月 日

総社市長 様

住所
氏名



高齢者及び重度身体障害者住宅改造助成事
業助成金請求書

このことについて、次のとおり請求します。

請求金額 円

添付書類

- (1) 工事完了届
- (2) 完成写真
- (3) 支払領収書の写し

様式第1号(第4条関係)

様式第2号(第5条関係)

様式第3号(第6条関係)

様式第4号(第6条関係)

様式第5号(第6条関係)

様式第6号(第8条関係)